

給水装置工事の指針

第14章

開発行為工事（配水管）

浜松市上下水道部

目次

1 4. 1	目的	1 4 - 1
1 4. 2	使用材料	1 4 - 1
1 4. 3	施工	1 4 - 1
1 4. 4	検査	1 4 - 2
1 4. 5	提出書類等	1 4 - 2
1 4. 6	書類の提出期限	1 4 - 3
1 4. 7	移管	1 4 - 3
	【施行フロー】	1 4 - 4

第 14 章 開発行為工事（配水管）

14.1 目的

開発行為工事（配水管）は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて布設する工事をいう。

協議申請、同意書の通知及び給水装置工事の申込みは、指針「第 13 章 開発行為」に基づき行う。

〈解説〉

この章は、開発区域内に道路を造成する宅地分譲について記載している。

14.2 使用材料

使用する材料は、指針及び仕様書に適合しているものを使用し、移管施設等を施工する場合は、材料検査を受けること。

〈解説〉

(1) 使用材料は、指針及び仕様書に基づき、開発行為の内容及び開発区域の状況に適した材料を選定すること。なお、市に移管する水道施設（配水管及び弁栓類）は、以下のとおりとする。

- ・市承認材料を使用すること。
- ・最小口径は 50 mm
- ・管種は、配水ポリまたは铸铁管
- ・管末に排泥弁（ドレン）を設置
- ・仕切弁は、ソフトシール弁
- ・その他、担当課・室によるもの。

(2) 移管施設等を施工する場合は、当該工事着手前に担当課・室に材料検査願〔様式 9〕（様式集）を提出し、使用材料（市承認）の検査を受けなければならない。

14.3 施工

施工は、指針及び仕様書に基づくものとする。

〈解説〉

工事の施行は、指針及び仕様書に基づくこと。

なお、仕様書の「工事日報」については、適用しないものとする。

14.4 検査

開発行為に伴い市に移管する給水装置については、中間検査と完成検査がある。
各検査は「完成検査要綱」の規定によるものとする。

〈解説〉

中間検査

中間検査は、表層・路盤を施工する前に「完成検査要綱」の第4条第2項イに定める書類等を担当課・室に提出をする。

担当課・室は、この書類等をもとに検査（机上）を行う。

検査内容は、開発行為工事（配水管）書類検査報告書〔検査要綱様式3〕（様式集）により開発行為工事（配水管）書類検査基準に基づいて行う。

完成検査

指定工事事業者は、施工完了後、「完成検査要綱」の第4条第2項ウに定める書類等を担当課・室に提出をする。

担当課・室は受理後、指定工事事業者立会いのもと開発行為工事（配水管）現地検査報告書〔検査要綱様式4〕（様式集）により開発行為工事（配水管）現地検査基準に基づいて行う。

【浜松市開発許可指導基準】

第4章 給水施設外（給排水・ガス・電気・電話施設に関する基準）

③工事の検査

道路下の地下埋設管（水道・ガス）の検査は、表層路盤を施工する前に事業者の検査を受けることを基本とし、その実施については、関係管理者と協議による。

14.5 提出書類等

指定工事事業者は、検査ごとに完成検査要綱で定める書類を市に提出しなければならない。

〈解説〉

材料検査

- ・材料検査願〔検査要綱様式9〕（様式集）

中間検査

- ・工事記録写真（開発行為工事（配水管）書類検査報告書〔検査要綱様式3〕（様式集）に記載のある項目）
- ・水圧試験結果
- ・水質試験結果
- ・その他、施工条件等により管理者が指定する書類

完成検査

- ・仕様書で定める完成図
- ・私設代用管の寄附受入等に関する要綱に指定する書類（施行フロー参照（14-4））

- ・給水装置工事完成届
- ・設計書（給水台帳） 2部
※移管後配水管になる部分とその他給水装置を分けて給水台帳を作成する。
- ・工事記録写真（給水装置工事完成検査報告書〔検査要綱様式1〕（様式集）に記載のある項目）
- ・給水装置工事完成検査報告書（主任技術者）〔検査要綱様式6〕（様式集）
- ・その他、施工条件等により管理者が指定する書類

14.6 書類の提出期限

材料検査の書類は、施工前に市に提出する。
 中間検査の書類は、表層・路盤を施工する前に市に提出する。
 完成検査の書類は、工事完成後、速やかに（14日以内）に市に提出する。

〈解説〉

材料検査は、工事申込書の承認後、施工前に材料検査願〔検査要綱様式9〕（様式集）を担当課・室へ提出をして、実施日を決める。

中間検査を表層・路盤の施工前に行うのは、手直しが発生した場合、掘削しなくてはならなくなる恐れがあるためである。

完成検査の書類は、他の工事と同様に工事完成後速やかに提出をして現地検査を受けること。

14.7 移管

開発区域内の公道下に設置された水道施設は、各区画の給水管を除き、指導基準に基づき完成後、市に移管するものとする。
 移管手続きは、開発行為検査合格後速やかに行うこと。

〈解説〉

移管について、同意書の通知の際に、条件書に明示するものとする。

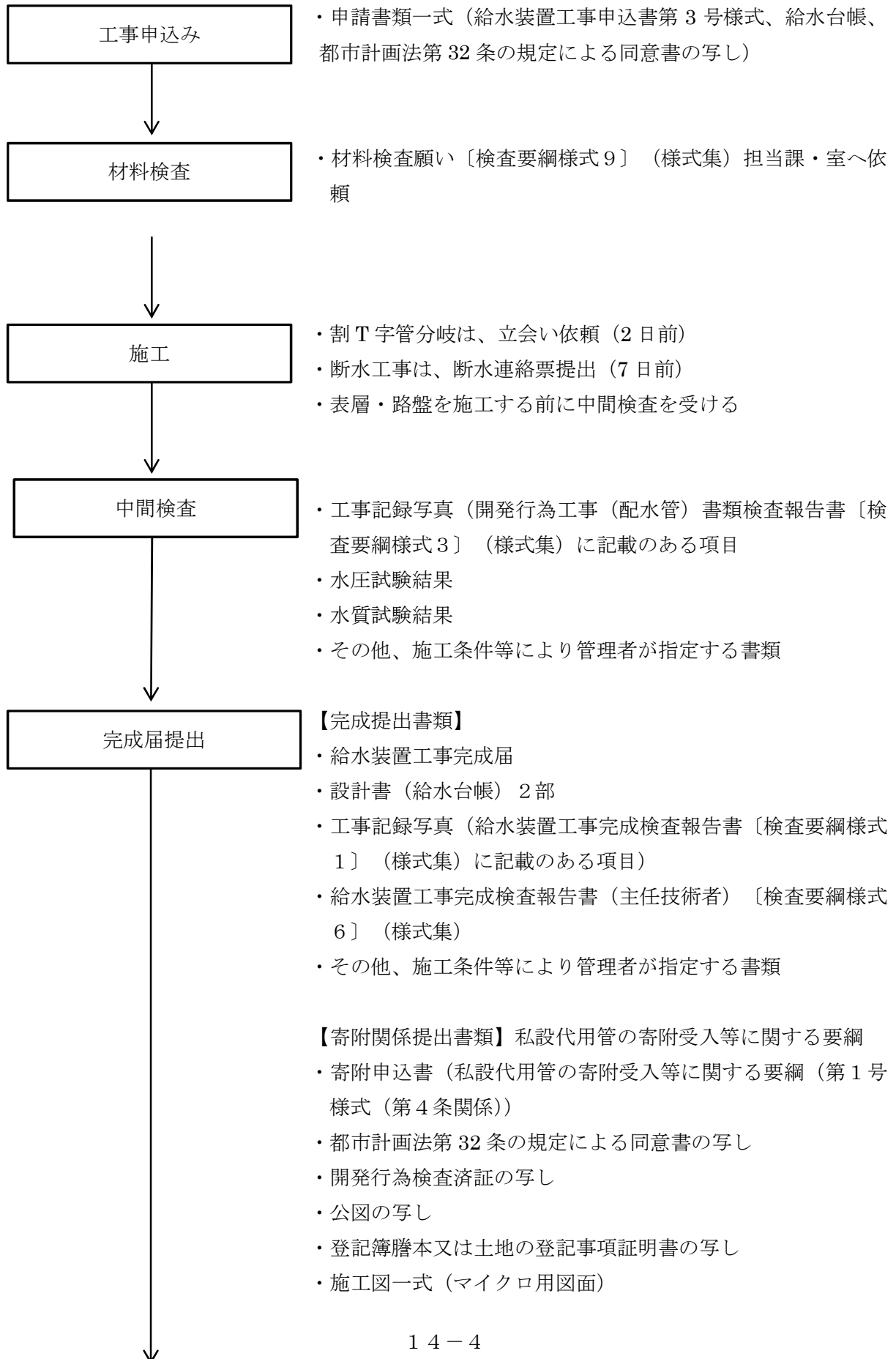
【浜松市開発許可指導基準】

第4章 給水施設外（給排水・ガス・電気・電話施設に関する基準）

（4）施設の移管

開発行為により公道に認定される部分に布設された地下埋設管（水道・ガス）は、原則として各事業者へ無償で提供されるものとする。

【施行フロー】



現場検査

- ・担当課・室職員と指定工事事業者で現場検査の実施
(開発行為工事(配水管)現地検査報告書〔検査要綱様式4〕
(様式集))



マイクロ用図面提出

- ・担当課・室から指定工事事業者へマイクロ番号を通知



移管完了

- ・担当課・室から申込者へ寄附受入書の通知